

(太田川交流館かけはし)

かけはし交流室使用料

太田川交流館・使用料金（消費税含む）	
体験交流室	1時間／1,100円
湯沸室	1時間／550円

※上記金額は、冷暖房使用料を含みます。

※体験交流室・湯沸室のご利用時間は、午前8時30分～午後5時30分までです。

※使用する者及び団体によっては、使用料が減免となる場合があります。

申請については、安芸太田地域体験交流施設使用料減免申請書（様式第3号）を指定管理者（商工会）までご提出ください。

安芸太田町地域体験交流館管理運営規則（抜粋）

※町長の箇所は、指定管理者と読み替えてください。

（使用料の減免）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）の交付を受けている者又はその者で構成する団体が利用するとき。
- (2) 町内に住所を有する保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の幼児、園児、児童及び生徒又はこれらの者で構成する団体が利用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めるとき。

（使用料の減免の申請等）

第6条 前条の規定により使用料の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、町長に安芸太田地域体験交流施設使用料減免申請書（[様式第3号](#)）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 町長は、使用料の減額又は免除を承認した場合は、安芸太田地域体験交流施設使用料減免承認書（[様式第4号](#)）を当該減免申請者に交付する。